

「農」の雇用事業

【平成20年度補正予算額：1,661,000（ 0）千円】
（生活対策、雇用対策の計）

対策のポイント

若者等の農業法人等への就業を促進し、将来の我が国農業の担い手の確保・育成を図るため、就農に意欲を有する農内外の多様な人材に対して、農業法人等において農業技術・経営ノウハウを習得するための実践的な研修を行います。

（現状）

- ・ 新規就農者のうち農業法人等に雇用されて就農する者が増加しています。また、そのうちの6割が青年（39歳以下）となっています。

【雇用就農者数】

平成18年：6,510人（うち39歳以下3,730人）

平成19年：7,290人（うち39歳以下4,140人）

- ・ 雇用就農者の主な就業先となる農業生産法人は年々増加してきています。

【農業生産法人数】

平成18年：8,412 平成19年：9,466 平成20年：10,519

政策目標

【新規雇用就農者数（39歳以下）】 年間5千人程度（平成21年度）

< 内容 >

農業就業に意欲のある若者等の農業法人等への就業を促進するため、以下の事業を実施し、新規就農者の育成・確保を促進するとともに、農業法人等の経営改善を図り、農村地域の雇用促進と地方活性化を図ります。

1 農業法人就業実践研修支援事業（生活対策として実施）

農業法人等において、就農希望者に対して実践的な技術・経営研修を行う取組を支援します。（実施総数1,000人，最長12ヶ月，上限月97千円）

研修を実施する農業法人等の指導者に対して、指導能力の向上を図るための研修を実施します。

2 農業法人就業相談活動事業（雇用対策として実施）

農業法人等への就業を希望する者と農業法人とのマッチングを行うための法人就業相談会を開催します。

【補助率：定額】

< 事業実施主体 > 全国農業会議所

< 事業実施期間 > 平成20年度～平成22年度
（平成21年度までに研修を開始した場合が対象となります）

[担当課：経営局 人材育成課（03 - 3502 - 6469（直））]

「農」の雇用事業

～就農希望者の雇用に向けた研修実施を支援します～

平成20年度補正予算額：1,661百万円

1. 事業内容

若者等の農業法人等への就業を促進し、将来の我が国農業の担い手の確保・育成を図るため、農業法人等が就農希望者に対して技術・経営ノウハウを身につけさせるために実施する実践的な研修（OJT研修）に要する経費の一部を支援します。

2. 支援内容

研修に要した経費について、最大で月9.7万円を12ヶ月間助成します。

実施総数：1,000人

< 支援対象となる主な経費 >

- ・法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費
- ・外部の研修会等の参加に要する交通費
- ・研修対象者の労災保険料、資料印刷 等

農業法人等への就業希望する者と農業法人とのマッチングを行うための法人就業相談会を開催します。

農業法人等の指導者の方々を対象に、指導能力の向上に向けた研修会を開催します。



3. 支援要件・手続き

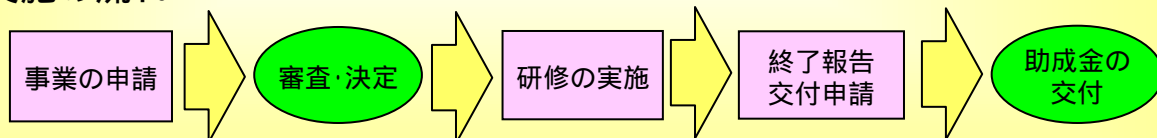
本事業は、平成21年度までに研修を開始される方を対象とします。

具体的な募集時期や方法については、詳細が決まり次第お知らせいたします。

事業を実施するための主な要件は次のとおりです。

- 就農希望者を雇用する意向のある農業法人または農家の方となります。
- 就農希望者に対して、農業技術・経営手法等を習得させる研修を行っていただきます。
- 就農希望者と賃金に関する取り決めをし、保険（雇用・労災）に加入していただきます。
- 要件の詳細については現在検討中です。

< 事業実施の流れ >



申請内容を審査し、事業実施者を決定します。

4. 担当部局

経営局 人材育成課 就農増進班 (電話 03 - 3502 - 6469)

【お問い合わせ、事業の申込み先】 調整中